

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**令和4年12月21日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**国民年金関係** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200158 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2200015 号

## 第1 結論

昭和 55 年 \* 月から昭和 60 年 6 月までの請求期間及び昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 \* 月から昭和 60 年 6 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで

昭和 58 年 \* 月に長女が出生し、その届出に行った A 町役場の職員から、出産に係る一時金を受給するには、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することが必要である旨言われたので、初めて国民年金の加入手続をして、昭和 55 年 \* 月から昭和 58 年 3 月までの保険料を、遡って現金により一括納付した。昭和 58 年 4 月以後の保険料については、私の父や妻が、私の保険料を含め、家族の分をまとめて定期的に納付してくれたと思う。請求期間①及び②について、私だけ未納になっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、長女が出生した昭和 58 年 \* 月に、A 町役場で初めて国民年金の加入手続をしたと陳述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び A 町が管理していた国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）は、B 村（現在は、A 町）において昭和 56 年 1 月 23 日に払い出され、請求者は 20 歳に到達した昭和 55 年 \* 月 \* 日付けで国民年金被保険者資格を取得している。

しかしながら、被保険者名簿、A 町から提出された世帯見出表（納税組合に加入している世帯ごとに住所、氏名等が記載されたもの）及びオンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格を昭和 56 年 4 月 1 日付けで喪失させる処理が昭和 57 年 1 月 13 日に行われ、その後、昭和 62 年 8 月 14 日に、当該資格喪失を取り消す処理が行われていることから、当該取消処理が行われる前まで、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、保険料に係る納付書は発行されないため、保険料を納付することはできず、同年 8 月 14 日の時点では、請求期間①の

保険料は時効により、遡って納付することはできない。

また、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムによる氏名検索を行い、昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの期間に A 町で払い出された手帳記号番号についても、国民年金手帳記号番号払出簿により全件確認したものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、請求者は、昭和 58 年 4 月以後の期間は、自身は国民年金保険料納付に直接関与していない旨陳述しており、保険料を納付していたとされる請求者の父は、既に亡くなっているため、保険料の納付時期、納付方法、納付金額等について確認できず、請求者の妻からも具体的な陳述は得られない上、被保険者名簿には、請求期間①に係る保険料が収納された記録は確認できない。

なお、請求者は、昭和 58 年 4 月に、昭和 55 年 \* 月から昭和 58 年 3 月までの国民年金保険料を A 町役場で遡って一括納付した旨陳述しているところ、昭和 55 年 \* 月の保険料は時効により納付できず、昭和 56 年 \* 月から昭和 58 年 3 月までの保険料は過年度分（昭和 55 年度及び昭和 56 年度）と現年度分（昭和 57 年度）が混在することになるが、A 町から提出された請求期間①当時の広報紙には、過年度分の保険料は同町役場では納付することができない旨記載されている。

## 2 請求期間②について、請求者は、自身は国民年金保険料納付に直接関与していないが、請求者の父や妻が定期的に保険料を納付してくれた旨陳述している。

しかしながら、前述のとおり、昭和 56 年 4 月 1 日付け国民年金被保険者資格喪失の記録を取り消す処理が昭和 62 年 8 月 14 日に行われていることから、当該処理が行われる前は、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記の取消処理が行われた昭和 62 年 8 月 14 日以後は、請求期間②に係る国民年金保険料を納付することは可能であるが、請求者自身は保険料納付に直接関与していない旨陳述しており、保険料を納付していたとされる請求者の父は、既に亡くなっているため、保険料の納付時期、納付方法、納付金額等について確認できず、請求者の妻からも具体的な陳述は得られない上、被保険者名簿には、請求期間②に係る保険料が収納された記録は確認できない。

さらに、A 町は、昭和 57 年度からの国民年金保険料徴収簿を保存しているが、昭和 61 年度までの国民年金保険料徴収簿に請求者の氏名は記載されていないと回答しており、同町から提出された昭和 62 年度の国民年金保険料徴収簿には請求者の氏名が記載されているものの、保険料納付記録は確認できない。

## 3 請求期間①及び②について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200216 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200065 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 21 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 45 年 10 月頃から昭和 46 年 10 月頃まで

昭和 45 年 10 月頃から昭和 46 年 10 月頃まで A 社が経営する B 市 C 町 \* 丁目にあった D ボウリング場のレストラン部に正規従業員の調理人として勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間における厚生年金の記録がなかった。健康保険証は同社からもらった記憶があり、同社の前に勤務していた E 社からの同僚で、請求期間に同ボウリング場のレストラン部で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶している。厚生年金の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に A 社が経営する B 市 C 町 \* 丁目にあったボウリング場のレストラン部に勤務していたと主張しているところ、請求者が E 社と A 社で一緒に勤務していたとする同僚（以下「元同僚」という。）は、請求者と一緒に F 駅近くにあったボウリング場のレストランに調理人として勤務していたと陳述しているほか、G 協会は、請求期間当時、B 市 C 町 \* 丁目に H 社が経営する「D ボウル」があったと回答しており、事業所別被保険者名簿により A 社と H 社の事業主が同じであることが確認できることから、期間の特定はできないものの、請求者は、A 社又は H 社が経営する D ボウルのレストランに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者の A 社及び H 社における雇用保険の加入記録は確認できないほか、両社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求期間における両社の社会保険加入に関する取扱い、請求者の具体的な勤務実態、請求者の給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することはできない。

また、A 社及び H 社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、請求期間に両社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名はなく、厚年整理番号に欠番もないことから、請求者が両社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡はない上、

社会保険オンラインシステムにより請求者の氏名及び読み方の異なる複数の氏名で検索を行ったが、請求期間に請求者のものと思われる厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、前述の元同僚も上記のA社及びH社に係る事業所別被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録は確認できないところ、元同僚は、F駅近くにあったボウリング場のレストランに勤務していた際に、自身は社会保険に加入していなかったと回答しており、請求者を含め同ボウリング場のレストランに勤務する調理人は社会保険には加入していなかったと思う旨陳述している。

加えて、オンライン記録により、請求期間にA社又はH社における厚生年金保険被保険者記録が確認でき、所在が確認できた同僚34名に照会し27名から回答があったが、請求者の社会保険加入に関する具体的な回答、陳述を得ることはできなかった。

なお、請求者は、A社を退職した後にI市に転居したと陳述しているが、請求者から提出された国民年金手帳はI市で昭和46年6月8日に発行されているほか、オンライン記録及びJ町（現在は、K市）の国民年金被保険者名簿により、請求期間のうち昭和46年4月から同年6月まで国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。